

「入園案内」(重要事項説明)

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 彩光会
事業者の所在地	上尾市 上野 567
事業者の連絡先	048-726-6514
代表者氏名	理事長 中村 康彦

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	ころぼっくる第二保育園							
所在地	上尾市 上野 567							
連絡先	電話:048-783-1010 FAX:048-783-1012							
施設長氏名	長 いづみ							
開設年月日	2013年 4月 1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人
当園の基本理念・方針	<p>ころぼっくる第二保育園の理念</p> <ul style="list-style-type: none">・ 安心して安全な保育園・ 愛し愛される保育園・ みんながほっとできる保育園 <p>保育目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 明るく元気な子ども・ 思いやりのある子ども・ 意欲的な子ども・ 感性豊かな子ども							

	<p>保育方針</p> <p>1 安心して安全な環境の下で友達と遊び、健康な身体と豊かな感性を育てる。</p> <p>友達とのさまざまな遊びを通して、身体づくりをするとともに、意欲や創造性を伸ばし、楽しさ、悔しさ、優しさ、悲しさ等人としての感性を育む。</p> <p>2 身近な自然や生活の中にある“本物”に触れ、実体験し、五感を育てる。</p> <p>視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚すべてを大事にし、身の回りにある自然や物、実際の体験を通して生きる力を育てる。</p> <p>3 周囲の人との温かい信頼関係をつくる。</p> <p>同年齢、異年齢の友達とさまざまなかたちで触れ合い、また、周囲の大人たちに愛されることにより、思いやりや、人との信頼関係の基礎をつくる。</p> <p>4 「その子らしさ」を大切にして、一人ひとりの成長をしっかりと受け止める。</p> <p>他の子と比較して無理に合わせようとせず、その子なりの成長を確認し、認め、伸ばす。</p>
--	---

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,227.61 m ²
	園庭	723.45 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階建
	延べ	504.16 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
(乳児室)	1室	0歳児：いちごぐみ

(ほふく室)	1 室	1 歳児：ばななぐみ
(保育室)	4 室	2 歳児：りんごぐみ 3 歳児：ももぐみ 4 歳児：ぶどうぐみ 5 歳児：めろんぐみ
(調理室)	1 室	
(調乳室)	1 室	
(事務室兼医務室)	1 室	

(5) 職員体制 (2022 年 4 月 1 日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主任	2 人	2 人	人	
保育士	11 人	11 人	9 人	保育士：常勤換算 15 名
保育補助	人	人	4 人	
事務職員	人	人	1 人	
栄養士	人	人	1 人	
調理員	2 人	2 人	1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	07 時 00 分～18 時 00 分 (11 時間)
	保育短時間	08 時 30 分～16 時 30 分 (8 時間)
時間外・延長保育	保育標準時間	朝： 夕：18 時 00 分～20 時 00 分
	保育短時間	朝：07 時 00 分～08 時 30 分 夕：16 時 30 分～20 時 00 分
開所時間	月～金曜日	07 時 00 分～20 時 00 分
	土曜日	07 時 00 分～18 時 00 分
休業日	日曜日・祝日・年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 災害で正常な保育が出来ないと市長が認めた日	

(7) 利用料等

利用者負担(月額)	子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収 別表①	給食費(主食費・副食費)	計 6500 円/月	
	シール帳	400 円/1 冊	
	シール	300 円/1 セット	
	行事費 (交通費・施設利用費)	1000~1500 円	
その他	延長保育に係る費用	18:00~18:59	50 円/15 分
		19:00~19:29	350 円
		19:30~19:59	300 円
		20:00~	別表②

※ 上記は目安の金額です。年度ごとに変更がありますので、詳細は、年度ごとに別表を参照ください。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	こどもの日集会・内科健診・歯科検診
6月	虫歯予防デー・おやつ参観・懇談会
7月	七夕集会
9月	わくわくマーケット
10月	運動会・徒歩遠足・いもほり・個人面談
11月	内科健診
12月	生活発表会
1月	お正月遊びを楽しむ会・観劇会
2月	節分集会・クラス参観・懇談会
3月	おわかれ遠足・卒園式・年度末集会

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<p>★服装について(必ず名前を記入してください!)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 衣類は清潔で活動しやすいもの。・ つりズボン、タイツは避けて下さい。・ 危険防止のため、スカート、フード付きの服はご遠慮ください。 <p>★入所初期の保育について</p> <p>新しい集団生活に慣れるまでには日数がかかります。</p> <p>お子さんの状態 ご家族の状況に応じて保育時間を設定します。</p> <p>★送迎について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 9:00までに登園して下さい。尚、欠席に関しても 9:00までにご連絡ください。・ 送迎は保護者が責任を持っておこなってください。 <p>やおをえず代わりの方が迎えに来る時は事前にお知らせください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 登降園の時間が変わる時は、ご連絡ください。 <p>★土曜保育について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 給食提供の都合上、離乳食の間は利用できません。ご了承ください。・ 両親共に勤務の場合のみお預かりします。土曜保育を希望する方は、土曜保育希望用紙に記入し、該当土曜日のある週の水曜日までにお申し込みください。

★健康管理について

・ 保育園では、内科健診（年2回）、歯科検診（年1回）、検便検査（年1回）を実施します。身体測定は毎月実施します。

★届出について

・ 家庭状況（住所・氏名・婚姻・離婚など） 税額、勤務先の変更があった場合、保育所の入所要件（退職、傷病等の回復により保育ができる状態になったとき、出産要件入所で産後3か月を過ぎたときなど）に該当しなくなった場合は、保育園又は上尾市保育課に届出をしてください。

健康保険証の変更についても保育園にお知らせください。

★延長保育について 1才～就学前まで

19:00～20:00が延長保育時間になります。

希望する場合は、延長保育申し込み書が必要になります。

※突発的な延長を希望する場合はできるだけ早く保育園にご連絡ください。

（時間外保育：18:00～18:59）

★入園時にご負担していただく物品

0 歳・・・カラー帽子・氏名印

スタッキングハット・シャツ（手作り可）

1、2 歳・・・カラー帽子・氏名印

スタッキングハット・シャツ（手作り可）

3、4、5 歳・・・カラー帽子・氏名印・指定体育着（上下）

スタッキングハット・シャツ（手作り可）

実費になります。別紙にてお知らせします。

★プライバシーの保護について

園では個人情報を守る為、書類の管理や廃棄の徹底を進めます。保護者の皆様も園で知り得た個人情報（写真、ビデオを含む）の取り扱いは十分に配慮するよう、ご協力下さい。

★病気について

①持病がある場合や、保育をしていく上で注意しなければならない事がありましたら、必ずお知らせ下さい。

(熱性けいれん・小児喘息・ひきつけ・脱臼・アレルギー・ヘルニア等)

②伝染性の病気が治って登園するときは、本人の健康が保育園の生活をするのに支障がないかどうか、また他の児童に感染しないかについて医師と相談し指示を受けてください。

治癒した場合は診断書または登園許可書を園に提出してください。

③前日または朝から具合の悪い時は登園を見合わせていただくとともに、登園後、発熱や激しい嘔吐、下痢、伝染性疾患の疑いのある場合は連絡をいたしますので、なるべく早く医師の診断を受けるようにしてください。

★与薬についてのお知らせ

当園には看護師がいないので、与薬をしておりません。ご了承ください。

※初めての集団生活を体験する子どもは、熱を出したり、病にかかったりしやすいです。毎朝、子どもの様子を見たり、体に触れたり、体温を測ったりして元気であることを確かめてください。

また、保護者の方が気になることがありましたら、必ず職員に直接お伝えください。

※お互いの連絡を密にすることで、子どもの健康を守り、子どもが元気で楽しく生活できるよう、保育園と家庭で協力していきましょう。

【お願い】～診察を受けたときには、必ず確認してください。～

1. 保育園への登園が可能か(集団保育を受けられる状態か)を必ず聞いてください。
2. 1日3回 飲ませる薬は、朝・保育園から帰ってすぐ・寝る前の3回、または、朝・夜の2回にしてもらえるかどうか相談してみてください。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	上尾中央総合病院
担当医師名	三村 成巨
所在地	上尾市 柏座 1-10-10
電話番号	048-773-1111

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	西上尾歯科
医院長名	手嶋 由美
所在地	上尾市大字小敷谷 862-8
電話番号	048-725-6866

(13) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先に連絡し、医療機関へ連れていく等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	上尾平方消防署
所在地	上尾市 大字平方 1713-1
電話番号	048-782-0911

【管轄する警察署】

警察署名	上尾警察 平方交番
所在地	上尾市 大字上野 229-1
電話番号	048-781-6262

(14) 非常災害対策

防火管理者※1	防火管理者：あけぼの総務課 佐伯時宗
消防計画届出年月日※2	令和3年6月29日
避難訓練	避難及び消火訓練を想定し、月1回訓練を実施します。 年2回、消防署の職員の立ち合いで総合避難訓練を実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	第一避難場所：施設駐車場 第二避難場所：平方小学校
緊急時の連絡手段	配信メール・ホームページ内ブログでの情報提供

※1 当園は、高齢者総合福祉施設「あけぼの」の一部の為、防火管理者は、「あけぼの」のあけぼの総務課の職員となります。

※2 消防計画は、防火管理者が年に一度消防署に届け出をしています。

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	天沼 令奈	主任
相談・苦情解決責任者	長 いづみ	園長
第三者委員	柴崎 篤房	
	安部 雅子	

【要望・苦情等への対応方法】

- ・ 要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・ 要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険金額	死亡見舞金：1400万円～2800万円 障害見舞金：82万円～3770万円 医療費：5,000円以上の支払いに付き、見舞金（点数×3/10）

※ この他に法人で障害保険に加入しています。

(17) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

お子さんのケガについて ご理解いただきたいこと

日々の生活の中で皆さんのお子さんは必ずケガをするということをご理解ください。すり傷や切り傷だけではありません。歯が折れる、骨折をするといった出来事も十分に起こり得ます。それは保育園に限らず、ご家庭でも起こります。

生まれた直後から、子どもは色々なことを試します。自分自身の体も興味の対象ですし体を使って子どもは色々なことをします。それは、子どもにとっては楽しいことでありすべてが学びです。そして、立ち上がれば倒れます。歩き出せばつまずき、転びます。走れば転び方も大きくなります。園庭の真ん中で元気に追いかけてっこをしている年中児や年長児でも転びます。転び方によっては歯が折れるかもしれませんし、骨折するかもしれません。まったくケガをしない時もあるでしょう。

保育と教育の専門家として私たちは、「子どもがする必要のないケガ」は、出来る限りさせない努力をします。「子どもの命を守る」取り組みもします。成長発達に合わない活動や明らかに危険な活動は、させませんし、そういった活動でお子さんがケガをした場合には、私たちの取り組みと活動を見直します。けれども、成長発達に合った活動子どもの育ちにとって必要な活動によって起こるケガについては、「育ちにとって必要なこと」として、保護者の皆さんのご理解をお願いしたいと考えます。

たとえば次のような活動中は、保育者が子どもたちに注意を促しますが、活動の性質上、保育者がケガ自体を防ぐことはできません。

- ・ 鬼ごっこやかけっこ：当園では、1歳頃から始めます。
⇒ぶつかる、つまずく、滑る等によるケガが起きます。
- ・ 土手遊び：当園では、0歳頃から始めます。
⇒つまずく、滑る等によるケガが起きます。
- ・ ソリ遊び：当園では、1歳頃から始めます。
⇒乗っている間に落ちる、転ぶ等してケガが起きます。
- ・ 縄跳び：当園では、3歳頃から始めます。
⇒つまずきや縄が身体に当たる等によるケガが起きます。

また、子どもが鉄棒をしている時や、ツリーハウスや登り棒などの高い場所に登っている時は、子どもに「手を離さない」よう伝えながら見守りますが、転落自体は防ぐことができない可能性が高く、また、転落した子どもを保育者が必ず支えられるわけではありません。跳び箱などの活動も同じです。

★

★

★

子どもたちは毎日、色々なことが少しずつ出来るようになっていきます。私たちは専門家として、色々なことが安定して出来ていくように支援し、新しいことに挑戦していくように促していきます。例えば、跳び箱を跳べるようになるまでに、子どもたちは乳児期からさまざまな運動遊びをして、「跳び箱を跳ぶ」という動きにつながっていきます。乳児期の運動遊びの中でも、転んだり、滑ったり、ぶつかったりして小さなケガは起こります。

私たちはこれから、それぞれのお子さんの「出来始めていること」「出来るようになってきていること」「新しく挑戦しているけれども、まだ出来ないこと」などを保護者の皆さんにお伝えしていきます。子どもたちが成功したことだけでなく、失敗したことも出来る限りたくさんお伝えしていきます。保護者の皆さんに、子どもたちが頑張っている姿、「負けたけど楽しかった」「今度は頑張る」という前向きな姿、「痛くないよこれくらい平気」という乗り越える姿をお伝えすることも、私たちの仕事だと考えて

いるからです。

保育園の活動について、お尋ねや、「これはちょっと心配…」「これはこういうふうにしてみては？」といったご意見がありましたら、園長または職員にいつでもお伝えください。皆さんのお子さんが、どんなことにでも挑戦し、痛みも乗り越え、力いっぱい生きていける大人に育つよう私たちも力を尽くします。どうぞよろしくお願い致します。

重要事項～園生活詳細について～

保育園は、『保育所保育指針』に則り「子どもの最善の利益」を大切に保育して参ります。その際に園と保護者様の間には信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解、ご了承下さい。

- 1) 園では子どもたちの関わり合いに伴うかみつきやひっかき、ケンカなどでのケガが起きます。保育者は国が定める対比人数で保育を行っており、ケガを予防できないことも多々あり得ることをご理解ください。
- 2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。
- 3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、家庭からのケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝お伝えください。これは、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等は、なさないでください。
- 4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくない、認めたくないと感じることもあると思いますが、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あることをご理解ください。
- 5) 給食の異物混入、アレルギー食材の誤食については、起こらないようできる限り努めて

まいります、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。

- 6) 子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されていますが、職員と保護者との信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも主任・園長・第三者委員までお声がけください。
- 7) 各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから園が行える感染機会を下げる取り組み（手洗い、消毒、マスク着用等）はしますが、感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等のご協力をお願いします。
- 8) 副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、及び／または、園と保護者との信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

別表①(2023年度)

項目	内容、負担を求める理由及び目的		目安となる金額
物品購入費	氏名印(全学年)	個人のものに押印して使用	210円/1個
	カラー帽子 (全学年)	クラス分けとして使用	1200円/1個
	体育着 上・下 (3歳以上児)	園指定体育着として使用	上着 2690円/1枚 下着 1870円/1枚
教材費	出席ノート 出席シール (3歳以上児)	数字に親しみ就学へ繋げる為 に使用	実費徴収 430~500円/1冊 280~320円/1冊
	就学用ワーク (年長児)	読み書き・数量・時計等、 就学へ繋げる為に使用	実費徴収 500~858円/1冊
	いもほり代金	全園児一株分ずつの代金	実費徴収 200円程度/1回
	卒園準備金 (年長児)	証書・証書入れ・祝品 卒園アルバム作成費用	1500~1800円/月
給食費	3歳以上児の主食にかかる費用		2000円/月
	3歳以上児の副食にかかる費用		4500円/月
その他	スポーツ振興センター 保険金	保護者負担分	290円/年

別表②(2023年度)

延長保育料金(月～金曜日…20:00～ 土曜日 18:00～)

超過時間	金額
4分まで	550円
5～9分	1100円
10～14分	1650円
15～19分	2200円
20～24分	2700円
25～29分	3250円
30～34分	3800円
35～39分	4350円
40～44分	4900円
45～49分	5400円
50～54分	5950円
55～59分	6500円